

第6章 複合災害時の対応

1 自然災害との複合災害における基本方針

自然災害により迅速な避難が困難となる事態も想定して、地域の実情を踏まえつつ、原則として、避難経路や避難手段、避難先の多重化等を始めとする次の事項についてあらかじめ定めるものとする。

- ① 陸路による避難経路については、自然災害等により通行が困難となる場合も想定して、避難経路を複数設定する。
- ② 沿岸部や山間地においては、他と比べてその地理的特性から、避難経路や避難手段が限定的な場合もあるため、陸路による避難が困難な場合を想定して、海路や空路による代替の避難手段を準備する。
- ③ 悪天候等により、あらかじめ準備した避難手段が即時に活用できない場合等に備え、住民等が退避できる屋内退避施設を確保し、周知する。

2 複合災害時の避難・屋内退避の基本的な考え方

地震、津波、暴風雪等の自然災害が発生した場合には、避難経路、避難手段、避難先等への影響のみならず、自然災害が発生した地域における住民等の生命、身体及び財産に対しても直接的に甚大な被害を及ぼすおそれがある。

そのため、自然災害と原子力災害との複合災害が発生した場合において、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や、自然災害による家屋の損壊等のため屋内での滞在の継続が困難な事態となった場合には、その自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

(1) 地震との複合災害の場合

地震は、家屋や構造物の倒壊等により人命への直接的なリスクを高めるとともに、家屋を損壊させるおそれがある。このため、地震による直接的なリスクが極めて高い場合や、屋内に留まることを続けることが困難な場合には、地震に対する避難行動を優先することとする。

具体的には、住民等は自らの身の安全を守るため、市が指定する緊急避難場所（以下「指定緊急避難場所」という。）等の安全が確保できる場所に避難することとする。

即時避難区域（PAZ）と避難準備区域（UPZ）における、地震と原子力災害の複合災害時の基本的な対応は、以下のとおり。

① 即時避難区域（PAZ）

即時避難区域（PAZ）の住民等は、地震等により家屋に留まることが困難となった場合には、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとする。

その後、発電所において施設敷地緊急事態（SE）に至り、国等からSE要避難者の避難指示の要請が出された場合や、全面緊急事態（GE）に至り、国等から住民等への避難指示が出された場合には、余震等による影響や避難手段の確保状況等を考慮しつつ、

指定緊急避難場所等からあらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。

② 避難準備区域（UPZ）

避難準備区域（UPZ）の住民等は、地震等により家屋に留まることが困難となった場合には、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとする。

その後、発電所において施設敷地緊急事態（SE）に至った場合、市が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）へ速やかに移動し、全面緊急事態（GE）に至った段階で指定避難所において屋内退避をするものとする。

また、緊急時モニタリングの結果により、国等から住民等への避難等の指示が出された場合には、余震等による影響や避難手段の確保状況等を考慮しつつ、指定避難所等からあらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。

(2) 津波との複合災害の場合

津波は、浸水や浸水に伴う家屋や構造物の流出等により人命へのリスクを高める。このため、津波警報等の発表や津波に係る避難指示の発令等津波による人命へのリスクが極めて高い場合には、津波に対する避難行動を優先することとする。

具体的には、住民等は、市が発令する津波に係る避難指示等に従い、津波から自らの身の安全を守るため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとする。

なお、指定緊急避難場所等で屋内退避が可能な場合には、屋内退避を行うこととする。

即時避難区域（PAZ）と避難準備区域（UPZ）における、津波と原子力災害の複合災害時の基本的な対応は、以下のとおり。

① 即時避難区域（PAZ）

即時避難区域（PAZ）の住民等は、津波警報等の発表を受け、津波に係る避難指示が発令されている場合には、まずは津波による人命のリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとする。

その後、発電所において施設敷地緊急事態（SE）に至り、国等からSE要避難者の避難指示の要請が出された場合や、全面緊急事態（GE）に至り、国から全住民への避難指示が出された場合であっても、引き続き津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先することとし、避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。

② 避難準備区域（UPZ）

避難準備区域（UPZ）の住民等は、津波警報等の発表により津波に係る避難指示が発令されている場合には、まずは津波による人命のリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとする。

その後、全面緊急事態（GE）に至った場合であっても、引き続き津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先する。ただし、指定緊急避難場所等で屋内退避が可能な場合には、屋内退避を実施する。

また、緊急時モニタリングの結果により、OIL1又はOIL2を超える区域が特定された場合であっても、津波に対する避難行動を優先することとし、避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。

(3) 暴風雪との複合災害の場合

暴風雪は、雪を伴う強風による視界不良や吹きだまりの発生等により人命へのリスクを高める。このため、暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、暴風雪に対する避難行動を優先することとする。

具体的には、住民等は、暴風雪から自らの身の安全を守るため、自宅等の安全が確保できる場所において屋内退避することとする。特に、暴風雪時には、車両の立往生や交通事故等の二次災害を回避するため、天候が回復するまでの間、屋内退避を徹底するとともに、天候回復後の速やかな避難に備えた準備を実施する。

即時避難区域（PAZ）と避難準備区域（UPZ）における、暴風雪と原子力災害の複合災害時の基本的な対応は、以下のとおり。

① 即時避難区域（PAZ）

即時避難区域（PAZ）の住民等は、暴風雪による人命のリスクが極めて高い場合には、まずは暴風雪による人命のリスクを回避するため、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとする。

その後、発電所において施設敷地緊急事態（SE）に至り、国からSE要避難者の避難指示の要請が出された場合や、全面緊急事態（GE）に至り、国から全住民への避難指示が出された場合であっても、引き続き暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪に対する避難行動を優先することとし、暴風雪に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。

② 避難準備区域（UPZ）

避難準備区域（UPZ）の住民等は、暴風雪による人命のリスクが極めて高い場合には、まずは暴風雪による人命のリスクを回避するため、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとする。

その後、全面緊急事態（GE）に至り、緊急時モニタリングの結果により、OIL1又はOIL2を超える区域が特定された場合であっても、引き続き暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪に対する避難

行動を優先することとし、暴風雪に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。

3 沿岸部や山間地における孤立対策

沿岸部や山間地においては、他と比べてその地理的特性から、避難経路、避難手段が限定的な場合もあるため、自然災害等による避難経路の途絶等の不測の事態により孤立し、避難等が困難な状況に陥るおそれがある。このため、自然災害との複合災害等に備え、避難経路の複数設定、代替手段の準備はもとより、屋内退避施設の確保等、住民等が屋内退避を継続できる体制をあらかじめ準備する。

具体的には、沿岸部や山間地においては、船舶等による海路避難やヘリコプター等による空路避難の活用等も含め、避難経路、避難手段を多重化し、国及び実動機関の協力を得て、あらかじめ準備する。

また、悪天候等により海路や空路の避難手段が即時に活用できない場合等に備え、地域の住民が屋内退避できる施設を確保するとともに、物資の備蓄、情報受伝達手段を確保する。

4 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制

自然災害と原子力災害との複合災害時においては、避難・屋内退避の基本的な考え方を「2 複合災害時の避難・屋内退避の基本的な考え方」で示したように、人命の安全確保を最優先に、自然災害に対する避難等を優先し、自然災害に対する安全が確保されるまで、指定緊急避難場所や自宅等で屋内退避を実施または継続する必要がある。

このため、屋内退避が適切に行えるよう、あらかじめ物資等の備蓄を行うとともに、屋内退避中に物資が枯渇する場合に備え、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）に物資を融通する体制を、国及び県の協力を得て、あらかじめ準備する。

ただし、原子力災害による屋内退避中に、物資の枯渇によりその継続が困難となった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、その区域における放射線量等を考慮しつつ、国及び県の協力を得て避難等を実施することとする。